

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あたる日
の翌日)

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和51年4月1日 木曜日

目次
◇規則 鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十九号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程（昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（就労者の技能、体力等を考慮して、就労者を事業別及び作

業別に配置する計画をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項の事業実施計画及び就労配置計画は、高齢の者又は体力等の低い者を対象とする事業（以下「甲事業」という。）とこれらの者以外の者を対象とする事業（以下「乙事業」という。）とに区分して作成するものとする。

第十四条各号列記以外の部分中「とき」を「時」に改め、同条第一号中「とき」を「時」に、「限る。」を「限る。」に改め、同条第二号中「による」を「の規定による」に、「とき」を「時」に改める、第十五条を次のように改める。

（雇用の終了）

第十五条 就労者の雇用は、次の各号の一に該当した時に終了する。

一 終業時刻に達した時

二 第二十一条第二項の規定による許可を受けた時刻に達した時

第十八条中「午前八時三十分」を「午前八時四十五分」に、「午後五時十五分」を「失業者就労事業のうち甲事業については午後三時三十分、乙事業については午後四時三十分」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（賃金の計算方法）

第二十五条 所定の労働時間就労しない者に支払う賃金の額は、その就労した時間に対応する賃金の額とする。この場合において、第二十二條の規定により許可を受けて選挙権の行使等に利用した時間は、労働時間として取り扱うことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。